

ユニケア岡部 訪問リハビリテーション事業所 利用料金表(介護1～5)

項目	額	内容	☑
訪問リハビリテーション費	307/回	利用者又はその家族の看護にあたる者に対して1回当たり20分以上指導を行う場合に1週間で6回を限度として算定されます。退院・退所の日から起算して3か月以内の人に対しては12回まで算定されます	
リハビリマネージメント加算A(イ)	180/月	①医師がリハビリ内容を指示をする ②自宅等にて構成員を踏まえて会議を行う ③ケアマネに対して実施内容の情報を提供する ④日常生活上の留意点等の助言を行う ⑤リハビリの計画を事業所職員が説明する ※上記がいずれも満たされる時に加算されます	
リハビリマネージメント加算A(ロ)	213/月	上記(Aのイ)をふまえ計画内容等の情報を厚生労働省に提出	
リハビリマネージメント加算B(イ)	450/月	上記(Aのイ)の①～④をふまえる ⑤リハビリの計画を医師が説明する	
リハビリマネージメント加算B(ロ)	483/月	上記(Bのイ)をふまえ計画内容等の情報を厚生労働省に提出	
短期集中リハビリ加算	200/日	退院(所)日または認定日から起算して3か月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上リハビリテーションを行った場合加算されます	
サービス提供加算(Ⅰ)	6/回	勤続7年以上の職員が1名以上いる場合に加算されます	
移行支援加算	17/日	評価対象期間中にリハビリテーションの終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーション修了者に対して、電話等により、通所介護等の実施状況を確認し、計画書を移行先へ提供する事で加算されます	

ユニケア岡部 訪問リハビリテーション事業所 利用料金表(要支援1～2)

項目	額	内容	☑
訪問リハビリテーション費	307/回	利用者又はその家族の看護にあたる者に対して1回当たり20分以上指導を行う場合に1週間で6回を限度として算定されます。退院・退所の日から起算して3か月以内の利用者に対しては12回まで算定されます	
短期集中リハビリ加算	200/日	退院(所)日または認定日から起算して3か月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上リハビリテーションを行った場合加算されます	
サービス提供加算(Ⅰ)	6/回	勤続7年以上の職員が1名以上いる場合に加算されます	
事業所評価加算	120/日	・県に届け出て、リハビリマネージメント加算を算定 ・利用実人数が10名以上である事 ※上記がいずれも満たされる時に加算されます	

・藤枝市は1単位が10.17円となります

・令和3年4月1日～9月末までは新型コロナウイルス感染症の特例的な評価として基本報酬に0.1%上乘せられます

・上記は厚生労働省の省令を、一部表現を変え抜粋をしています。詳細は職員に確認をして頂くか、QRコードからも確認できます

・利用料金表は1割負担額です。2割負担は各項目で2を乗じ、3割負担は各項目で3を乗じた負担額になります

